

**「美ら島おきなわ文化祭 2022」  
トラベルセンター業務委託企画提案仕様書**

**1 業務名**

「美ら島おきなわ文化祭 2022」トラベルセンター業務

**2 業務の目的**

「第 37 回国民文化祭、第 22 回全国障害者芸術・文化祭」（以下、統一名称の「美ら島おきなわ文化祭 2022」または「文化祭」という。）において、全国からの参加者等が万全の体制で気持ちよく文化祭に参加できること、また、県や市町村、OCVB や市町村観光協会等の関連団体等と連携しながら、沖縄県民及び文化祭参加者等観光客に対して、本県の歴史・文化・食・自然などに触れる機会を提供することで、文化祭を契機とした地域活性化を図ることを目的とする。

**3 委託業務概要**

「美ら島おきなわ文化祭 2022」トラベルセンター総括・企画業務、参加者等への宿泊対応業務、旅客輸送対応業務、観光業務、おもてなし業務等を行うものである。

**4 契約期間**

令和 3 年度：契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日

令和 4 年度：令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日

**5 委託上限額**

令和 3 年度： 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 4 年度： 6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、令和 3 年度、令和 4 年度ともに当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。また、「6 【令和 3 年度】委託業務内容」、「7 【令和 4 年度】委託業務内容」については、令和 3 年度から令和 4 年度までの企画提案を受け、審査を行い、令和 3 年度業務の委託業者を決定するが、令和 4 年度業務については、当該事業者に委託することを前提とする。ただし、令和 3 年度業務における実施および次年度以降の予算措置状況等を考慮し、新たに公募することもありうる。

**6 【令和 3 年度】委託業務内容**

業務の内容は、下表のとおりとする。

区分	業務内容
総括・企画 業務	①実施計画等の作成（基本計画、企画構成、実施スケジュール等） ②事業全体のコーディネート・コンサルティング ③OCVB、市町村、市町村観光協会、その他関係機関等との連絡調整 ④トラベルセンター（運営事務局）設置に向けた運営体制の構築準備 ⑤トラベルセンター専用Webの制作 ⑥業務報告書の作成

宿泊対応業務	①出演者・参加者（団体）等への事前アンケート（意向）調査の着手 ②宿泊料金の設定
旅客輸送対応業務	①出演者・参加者（団体）等への事前アンケート（意向）調査の着手 ②交通機関（航空機等）の手配着手
観光業務	①出演者・参加者（文化団体）等への事前アンケートによる（意向）調査の着手 ②市町村、市町村観光協会等との連絡調整 ③県内外（特に県外）からの誘客対策の検討 ④県が実施する「復帰 50 周年記念事業」と連携した企画の調整・検討 ⑤県内着地型ツアー、体験・学びメニュー等の観光情報の収集 ⑥市町村観光協会等と文化祭との連携した取り組みの企画・検討 ⑦沖縄県民及び観光客（文化祭参加者含む）の地域への滞在・周遊を促す企画の検討
おもてなし業務	①出演者・参加（団体）等への事前アンケートによる（意向）調査の着手 ②弁当調達業者の選定方法及びその他おもてなしの検討

(1) 業務実施にあたっての基本的な考え方

ア全体事項

- (ア) 別添「美ら島おきなわ文化祭 2022 実施計画」に配慮した事業展開を図ること。
- (イ) 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催するため、障がいのある人もない人も参加することを想定した事業提案とすること。
- (ウ) 市町村等関係機関と十分な協議を行い、出演者・参加者・文化祭観覧者に沖縄県の魅力を積極的に伝えるとともに、大会の経済効果が地域に波及する事業提案とすること。
- (エ) Webを活用した事業展開やトラベルセンター利用募集のためにホームページを活用する場合は、既に開設している以下の媒体との連携・活用を考慮すること。
  - a 文化祭公式ホームページ (<https://okinawa-bunkasai2022.jp/>)
  - b 文化祭公式SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ユーチューブ）

イ個別事項

- (ア) 宿泊施設対応業務
  - 宿泊需要を把握するため、事業実施予定の市町村、文化団体等へのアンケート調査に着手すること。
- (イ) 県が実施する「復帰 50 周年記念事業」と連携した企画の調整・検討
  - 令和4年度沖縄県が実施する「復帰 50 周年記念事業」と連携した企画の調整・検討を行うこと。

(ウ) 市町村観光協会等と文化祭との連携した取り組みの企画・検討

- a 県及び市町村等と連携をしながら、市町村・市町村観光協会等が実施する地域の歴史・文化・食・自然等をいかした体験・学びのメニュー等の調査に着手すること。また、市町村観光協会等に協力依頼を行うとともに文化祭と連携した取り組みについて企画提案を行うこと。
- b 文化祭との連携した取り組みに向けて、市町村観光協会等が実施する地域の歴史・文化・食・自然等をいかした体験・学びのメニュー等の開発及び開発に向けた必要な技術的助言（既に一般販売されているもの及び新たな観光素材のブラッシュアップ等）を行い文化祭と連携した取り組みの企画検討を行うこと。

(エ) 沖縄県民及び観光客（文化祭参加者含む）の地域への滞在・周遊を促す企画の検討

沖縄県民及び文化祭参加者等観光客を対象に、美ら島おきなわ文化祭の開催を契機とした、沖縄の歴史・文化・食・自然等への関心を喚起するツアー、高齢や障がい等の有無にかかわらず誰もが気兼ねなく楽しめるツアー、並びに文化祭と連携したツアーの造成に向けて検討を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症拡大の際でも催行可能なオンラインツアーなどをツアーの1つとして検討すること。（オンラインツアーの場合でも可能な限りオンラインツアー後の、来訪や購買など地域の消費につながるよう検討すること）なお、販売については令和4年度上期からとする。

(オ) 独自提案

予算の範囲内でトラベルセンター業務への独自提案をしてもよい。

7 【令和4年度】委託業務内容

区 分	業 務 内 容
総括・企画 業務	①事業全体のコーディネート・コンサルティング ②市町村、文化団体、その他関係機関等との連絡調整 ③運営事務局（トラベルセンター）の設置・運営・広報 ④宿泊・交通手配及び情報発信のためのトラベルセンター専用 Web の開設・運用 ⑤各利用実績等の整理 （市町村別・イベント別宿泊状況、観光プラン案内・手配状況、ツアー催行状況・参加者の意見など） ⑥上記実績等に基づく宿泊・旅客の傾向等分析 ⑦業務報告書の作成

宿泊対応業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①アンケート等に基づいた宿泊施設（場所、タイプ、数量等）の確保、連絡調整</li> <li>②宿泊施設から会場までの交通機関の調査</li> <li>③出演者等への宿泊施設の案内、申込受付、配宿・連絡調整、宿泊施設決定通知・案内図等の作成及び発送</li> <li>④宿泊の変更・取消、宿泊料金の徴収・精算等の対応</li> <li>⑤宿泊施設への指導・監督・調整</li> <li>⑥宿泊者に対する医療救護体制の確保</li> <li>⑦宿泊対応業務におけるトラブル、事故処理、客室数の不足等への対応</li> </ul>
旅客輸送対応業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①交通機関（航空機等）の手配</li> <li>②出演者等への交通機関の案内、申込受付及びチケット発送等</li> <li>③交通機関に係る予約変更・取消、旅客輸送料金の徴収・精算対応</li> <li>④観光タクシー、レンタカー等の手配及び料金の設定</li> <li>⑤旅客輸送業務におけるトラブル、事故処理等への対応</li> </ul>
観光業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県内外（特に県外）からの誘客対策の実施</li> <li>②県が実施する「復帰 50 周年記念事業」と連携した企画提案・調整・実施</li> <li>③県内着地型ツアー、体験メニュー等の観光情報の収集を盛り込んだ企画の提案・調整</li> <li>④市町村観光協会等と文化祭との連携した取り組みの実施</li> <li>⑤沖縄県民及び観光客（文化祭参加者含む）の地域への滞在・周遊を促す企画の実施</li> <li>⑥体験・学びメニューや周遊ツアーを取りまとめたパンフレットの制作及び公式ガイドブック（トラベルセンター関係）の原稿作成</li> <li>⑦観光業務におけるトラブル、事故処理等への対応</li> </ul>
おもてなし業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主催者（市町村、文化団体等）やボランティアに対するおもてなし研修の実施</li> <li>②沖縄県の食をPRできる弁当調達のための業者選定（弁当調達業者への衛生管理、メニューのアレルギー表示、沖縄県らしさの演出等の指示・指導含む）</li> <li>③出演者等への弁当の案内、申込受付</li> <li>④弁当調達業者への弁当発注、連絡調整、変更・取消対応</li> <li>⑤弁当配送・空容器回収計画の作成及び弁当配送、空容器等回収・処分の対応</li> <li>⑥弁当料金の徴収・精算等の対応</li> <li>⑦おもてなし業務におけるトラブル、事故処理、食中毒等への対応</li> </ul>

(1)業務実施にあたっての基本的な考え方

ア 全体事項

上記6（1）ア参照

イ 個別事項

(ア) 宿泊施設の確保

令和3年度に着手した事前アンケート調査の集計を行い、その結果をもとに宿泊施設の確保を行う。市町村、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合等と連携し、宿泊を伴う文化祭参加団体等への紹介を行うこと。

(イ) 県が実施する「復帰50周年記念事業」と連携した企画提案・調整・実施

令和4年度沖縄県が実施する「復帰50周年記念事業」と連携した企画提案・調整・実施を行うこと。

(ウ) 市町村観光協会等と文化祭との連携した取り組みの実施

a 令和3年度に引き続き、県及び市町村等と連携をしながら、市町村・市町村観光協会等が実施する地域の歴史・文化・食・自然等をいかした体験・学びのメニュー等を調査を行い、区分別（例：伝統文化、食文化、自然体験など）を作成すること。また、市町村観光協会等に協力依頼を行うとともに文化祭と連携した取り組みを実施すること。

b 文化祭との連携した取り組みに向けて、市町村観光協会等が実施する地域の歴史・文化・食・自然等をいかした体験・学びメニュー等の開発及び開発に向けた必要な技術的助言（既に一般販売されているもの及び新たな観光素材のブラッシュアップ等）を行い文化祭と連携した取り組みを実施すること。

(エ) 沖縄県民及び文化祭参加者等観光客の地域への滞在・周遊を促す企画の実施

a これまでの業務で収集・開発した体験・学びメニューについては、実施市町村等や体験分野（伝統文化、食文化、自然体験など）に区分した上でトラベルセンターWebサイト等で紹介すること。

b 県内で人気の文化、観光、グルメスポットを効率的に巡るための観光モデルコースを設定し、トラベルセンターWebサイト等で紹介すること。

c 沖縄県民及び観光客（文化祭参加者含む）を対象に、美ら島おきなわ文化祭の開催を契機とした、沖縄の歴史・文化・食・自然等への関心を喚起するツアー、高齢や障がい等の有無にかかわらず誰もが気兼ねなく楽しめるツアー、並びに文化祭と連携したツアーの造成し、実施すること。また、新型コロナウイルス感染症拡大の際でも催行可能なオンラインツアーなどをツアーの1つとして検討すること。（オンラインツアーの場合でも可能な限りオンラインツアー後の、来訪や購買など地域の消費につながるよう検討すること）なお、販売については令和4年

度上期からとする。ただし、ツアーに係る直接経費は、委託料の中には含まないこととする。

(オ) 体験・学びメニュー・周遊ツアーリーフレットの制作

リーフレットは、A4判・観音折り・全8ページ・全面カラーで10,000部を制作し、誘客が見込まれる場所へ配布すること。

(カ) おもてなし研修の実施

a 主催者（市町村担当者等）を対象としたおもてなし研修については、7月～8月（予定）1回程度実施すること。また、研修カリキュラム、開催日及び会場の検討は、実行委員会事務局と連携して行うこと。

b ボランティアを対象としたおもてなし研修（事前研修）については、8月～9月（予定）に2回程度実施すること。また、研修カリキュラム、開催日及び会場の検討は、実行委員会事務局と連携して行うこと。

(キ) 独自提案

予算の範囲内でトラベルセンター業務への独自提案（ツール等を含めた）をしてもよい。

## 8 積算見積及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、限度額は「企画提案公募要領」の範囲内とする。  
※提案のために提示する金額であり、必ずしも契約金額でない。その他留意事項については「企画提案公募要領」に記載のあるとおりである。

(2) 原則として以下の事項を含め、企画・運営、実施に係る全ての経費を含めること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、設営料、撤去料等）

ウ 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）

エ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

オ 消費税及び地方消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する。）

カ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

## 9 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託事業に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれることを条件とする。

## 10 成果物の作成・提出（各年度（委託契約）の終了時までには作成・提出すること）

(1) 事業報告書（電子データ板）DVD-R1枚

- ア 報告書はPDFファイルで納品すること
- イ 画像データは報告書本体とは別にオリジナルファイルも納品すること
- (2) 業務完了報告書(経費使用明細書を含む)は、委託契約の終了と同時に提出するものとする。
- (3) その他実行委員会が必要と認めるもの

## 11 成果物に関する権利の帰属

- (1) 成果物の所有権、著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)、利用権は、県及び実行委員会事務局に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、資料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし県や実行委員会事務局が本県制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、県や実行委員会事務局は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (3) 事業完了報告書や成果物等に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに県及び実行委員会事務局に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 県及び実行委員会事務局は、本事業で納品された成果物を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができることとする。

## 12 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等  
契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ実行委員会事務局が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- (2) 再委託の相手方の制限  
本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による実行委員会事務局の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

- ア 資料の収集・整理
- イ 翻訳業務
- ウ 複写・印刷・製本
- エ 原稿・データの入力及び集計
- オ その他、県が簡易と決定した業務

(4) 成果物に関する権利の帰属

第三者に委託した場合においても適応する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

### 13 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、実行委員会事務局と受託者との協議のうえ決定する。
- (4) 実務の実施にあたっては、実行委員会事務局と密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトによる検査をした上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県及び実行委員会事務局または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (7) 本事業の業務実施にあたっては、「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等を遵守し、新型コロナ感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。
- (8) 受託者は、委託業務に係る「業務委託契約書等の当該事業執行に関連する書類」を整備の上、委託業務が完了した日から会計年度の終了後、5年間保存すること。



- (9) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

#### 14 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）は県及び実行委員会事務局に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

#### 15 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうる者に係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

問い合わせ・書類提出先

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 9階

美ら島おきなわ文化祭 2022 沖縄県実行委員会事務局

(沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室)

総務広報班 担当：安谷屋

TEL 098-917-1108

電子メール kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp